

## 「心理実習」に求められる学びのあり方について(2) — ケア関連専門職の養成教育のあり方を参考にして —

岩山 孝幸

### I. 問題・背景

2018年度より心理専門職初の国家資格である「公認心理師」の養成課程が開始されてから、2022年度で5年目を迎える。学部段階における養成カリキュラム全25科目は、その最終段階にあたる「心理実習」も含め開講済の大学が大半であると思われる。本学においても2021年度より「心理実習」が開講されている。しかしながら、大学院における臨床心理士養成の歴史と比べ、学部段階における心理専門職養成は始まったばかりであり、そのあり方を改めて検討することが求められる。

大学および大学院の養成カリキュラムについては「公認心理師カリキュラム等検討会」による専門的議論を経て科目等が定められている（公認心理師カリキュラム等検討会, 2017）。

宮崎（2019）は学部段階の養成カリキュラムの構造を整理し、〈心理学基礎科目〉（「臨床心理学

概論」や「心理学研究法」など）、〈業務理解科目〉（「公認心理師の職責」や「心理学的支援法」など）によって学んだ知識を体験によって理解する〈業務体験科目〉として、「心理演習」や「心理実習」を位置づけている。

波田野（2019）は学部段階の養成カリキュラムにおける「心理演習」・「心理実習」および、大学院の養成カリキュラムにおける「心理実践実習」の連続性に着目し、各段階における学びの内容を関連させ図式化している（Figure 1）。

この図によれば、「心理演習」は「心理実習」に必要な「現場を捉えるための観点」の形成が目的となる。その上で、「心理実習」ではこれまで学んだ知識が現場でどのように活かされているのかを体験的に学び、公認心理師の業務についての具体的なイメージを作ることが目的となる。このような基礎の上に、大学院の「心理実践実習」があり、心理に関する支援を要する者（以下、要支

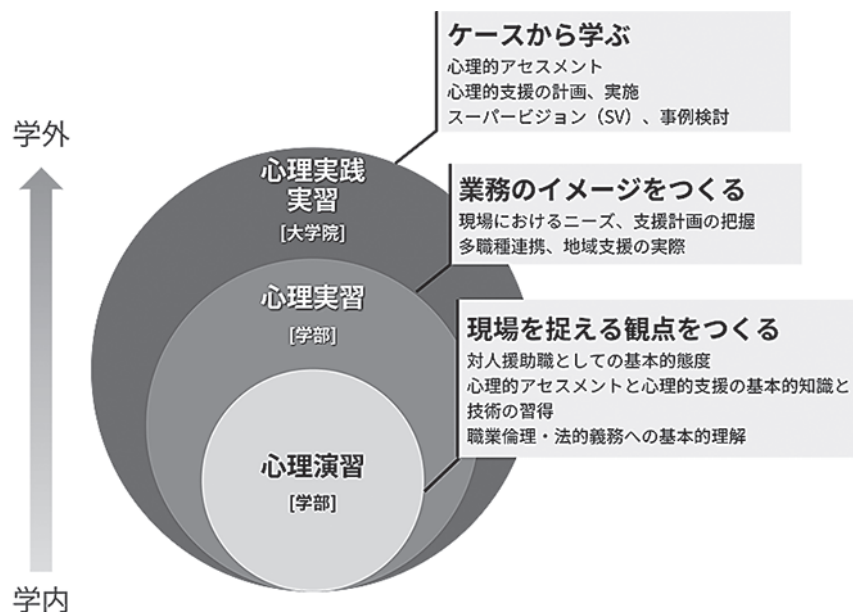


Figure 1 「心理演習」・「心理実習」・「心理実践実習」のつながり  
(波田野, 2019, p.40, 図3を一部改変)。

援者) やその関係者に対して実際に支援を行っていくこととなる。

以上のことから、「心理実習」は学部段階の養成カリキュラムにおける集大成にあたり、大学院における学びをより主体的なものとするための重要な位置づけにあることが分かる。しかしながら、先に述べたように学部段階における心理専門職養成は始まったばかりであり、「心理実習」の教育・指導に関する知見もこれからの蓄積を待つこととなる。

しかしながら、知見の蓄積を待つばかりでは授業運営を効果的に行っていくことは難しい。そこで、先の論考(岩山, 2021)では「公認心理師カリキュラム等検討会」の議事録や資料を参考に、「心理実習」に含まれる内容(Table 1)が決められた議論のプロセスを明らかにしていくことで、授業運営および現場実習で求められる教育および指導のポイントを抽出することを試みた。

議論のプロセスを追っていく中で、大学院の養

成カリキュラムにおける「心理実践実習」が先に決まったこと、そして「心理実習」に関しては「司法・犯罪」や「産業・労働」分野に関する実習施設および実習指導者の確保が難しいという現場の実情を考慮した暫定的な内容であることが明らかとなった。具体的には「心理実践実習」において含まれている「心理面接」や「心理検査」など、要支援者やその関係者に対する具体的な関わりが現場の実情により割愛されている。これにより、結果的に「心理実習」においては、公認心理師における領域共通のコアスキル(Table 2)である「(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ」や「(イ) 多職種連携及び地域連携」、「(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解」の比重が大きくなったとも言える。

したがって、「心理実習」では公認心理師の領域である主要5分野において領域共通のコアスキルがどのように用いられているか実習生が体験的

Table 1 「心理実習」の内容に含まれる事項

<p>1. 実習生は、(※)に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野の施設において、見学等による実習を行いながら、当該施設の実習指導者又は教員による指導を受ける。具体的な施設についてはP19「法第7条第1号及び第2号に規定する大学及び大学院における必要な科目のうち実習を行う施設の候補」のとおり。ただし、経過措置として当分の間は、医療機関(病院又は診療所)での実習を必須とし、医療機関以外の施設での実習については適宜行う。</p> <p>2. 実習を担当する教員は、実習生の実習状況について把握し、(※)に掲げる事項について基本的な水準の修得ができるように、実習生及び実習施設の指導者との連絡調整を密に行う。</p> <p>(※) (ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ                  (イ) 多職種連携及び地域連携                  (ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
--

公認心理師カリキュラム等検討会, 2017, p.16

Table 2 領域共通のコアスキル

<p>○国民の心の健康の保持増進に寄与する公認心理師としての職責を自覚すること。</p> <p>○守秘義務等の義務及び倫理を遵守すること。</p> <p>○心理に関する支援が必要な者等との良好な人間関係を築くためのコミュニケーションを行うこと。また、対象者の心理に関する課題を理解し、本人や周囲に対し有益なフィードバックを行うこと。</p> <p>○必要な心理学、医学等の知識、技術を身につけ、さまざまな職種と協働しながら支援等を主体的に実践すること。</p> <p>○公認心理師の資格取得後も自ら研鑽を継続して積むことができること。</p>
---

公認心理師カリキュラム等検討会, 2016, pp.1-2

に学べるような工夫が、実習担当教員および現場の実習指導者には求められる。しかしながら、学部段階の「心理実習」は大学院の「心理実践実習」と異なり「見学等による実習」となっているように、現時点では必ずしも体験あるいは実践型の実習を行う必要はない。また、実習施設についても「当分の間、医療機関での実習を必須とし、医療機関以外の施設における実習については適宜行うこととしても差し支えない」とあるように、医療機関以外の施設については各大学でばらつきがあると思われる。

そのため、「心理実習」の授業が各大学でどのように行われているか、例えば見学型と体験型・参加型とで実習生の学びに違いがあるのか、といった教育内容の比較や効果の検証も当然行われる必要がある。これに関しては、公認心理師を養成する教育機関(大学・大学院等)および実務経験を行う施設等の機関によって構成される全国組織である「一般社団法人 日本公認心理師養成機関連盟」によって厚生労働省令和3年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」が行われたばかりであり、執筆時点では調査結果は公表されていない。

以上のように、「心理実習」における公認心理師の領域共通のコアスキルの学びのあり方を検討することが重要な一方で、直接参考にできる知見は限られているのが現状である。したがって、本研究では公認心理師カリキュラム等検討委員会の議論において参考にされていた隣接諸領域の国家資格の養成教育に関する知見を参考にし、「心理実習」における学びのあり方をさらに検討することを目的とする。

## II. ケア関連専門職における養成教育のあり方について

公認心理師の主要5分野における連携先ともなる隣接諸領域の国家資格には医師や看護師、社会福祉士などさまざまな職種があるが、いずれも公認心理師と比べて歴史は長く養成教育に関してもさまざまな研究が行われている。

中でも、青木(2017)は「ケア」<sup>1)</sup>に携わる専門職を「ケア関連専門職」と呼び、その中で看護師、社会福祉士、介護福祉士、保育士における養成教育を横断的に俯瞰しその問題点を明らかにし

た優れた論考を著している。この論考で扱われているケア関連専門職は公認心理師にとっても重要な連携先であり、これら専門職における養成教育が基本的に大学卒までであることから「心理実習」における学びのあり方を検討する上で大いに参考となると思われる。以降、このケア関連専門職の養成教育を参考に、「心理実習」における学びのあり方を具体的に検討していくこととする。

青木(2017)はその論考の序論において、アメリカのワーキングプアの実態を詳細に報告したShipler(2004)による以下の文章を引用している。

「実際には、あらゆる家族にとって、貧困の構成要素は、一部分は財政のことであり、一部分は心理的なことであり、一部分は社会的なことであり、一部分は過去のことであり、一部分は現在のことであり。あらゆる問題がほかの問題のインパクトを増大させ、すべてがタイトにインターロック(連結)されているので、一つの失敗がもともとの要因からはるかに大きな結果をとめない、連鎖的な反応を生み出す。壁の落ちたアパートが子どもの喘息を悪化させ、それが救急車を呼ぶことにつながり、払えない医療費を発生させ、クレジットカードを破産させ、高い利率のローンに依存させ、故障しやすい中古車の購入を強制させ、母親の職場での時間厳守を危うくさせ、昇進と稼ぎを制限し、貧困な住宅にとどめさせるのである」「問題がインターロックしているならば、解決もそうあらねばならない。仕事だけでは十分ではない。医療保険だけでは十分ではない。いい住宅だけでは十分ではない。たよりになる交通機関、慎重な家庭のやりくり、効果的な子育て、効果的な教育も、それぞれがバラバラに達成されるときは十分ではない。ワーキングプアを貧困のエッジから離すのを援助するために、すべてを変えられるような単体の変数というものはない」(Shipler, 2004; 黒字強調筆者)<sup>2)</sup>

すなわち、ケアの対象となる問題が複雑な以上、ケア関連専門職における養成教育に関しても、医療・看護・介護・福祉・養護等の上位概念として「ケア」を位置づけ、これらケア関連専門職間の「連携教育」を行っていく必要性が指摘されている。ただし、各専門職の養成カリキュラム

を横断的に検討していく中で、対人援助専門職として求められる共通の基礎知識に関する科目が多く配置されている一方、連携教育に関しては普及が進んでいるとは言にくいことも同時に指摘されている。「連携教育」は「心理実習」において学ぶべき公認心理師の領域共通のコアスキルとも符号するため、ケア関連専門職の養成カリキュラムにおける連携教育上の問題点を理解することから得られるものは大きいと思われる。

青木 (2017) は日本における専門職養成制度・政策を横断的に分析した枠組み (橋本, 2009) を援用し、ケア関連専門職における連携教育を阻害している要因も考察している。すなわち、①厚生労働省や文部科学省などの関係官庁 (国家・政府) 主導によるカリキュラム編成、②養成施設・学校 (民間の経営体) による学生確保のための経営戦略によって生まれた養成ルートの多様化、および高学歴化によって生じた資格内部の学歴階層化、③関係専門職団体における職業アイデンティの確保を目的とした上位資格創設 (専門性の向上) と職域拡大の動き、など複数の要因が複雑に絡み合っただけでそれぞれの養成教育が行われること自体が、連携教育を阻む阻害要因となっていることが見い出されている。

しかしながら、連携教育の普及が限られていることが、現場で多職種連携が行われていないことを意味するわけではないことも指摘されている。また、現場では当たり前に行われているにも関わらず、連携教育に必要な現場の連携に関する研究が進まない要因として、参与観察などを通じた実証分析やその言語化が行いにくいことも挙げられている。この点に着目すれば、実習施設に向いて引率指導を行う大学の実習担当教員の役割が、学部段階における連携教育のための一つのキーポイントになり得るとと思われる。

以上、学部段階における「心理実習」の学びのあり方を検討する上で、ケア関連専門職における養成教育上の問題点を概観し、連携教育の重要性を確認した。以降では、「心理実習」における連携教育について検討していくこととする。

### Ⅲ. 「心理実習」における連携教育について

公認心理師における法的義務の一つとして、

「公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。」(公認心理師法第42条1項)

と定められていることから、養成カリキュラム上で連携教育が重要な位置を占めていることは明らかである。しかしながら、ケア関連専門職と同様に、心理職における連携教育も従来ほとんどなされていなかったことから、その教育システムの整備が急務となっている (鶴, 2018)。

では、ケア関連専門職とは異なり、心理職では連携教育が行われていないことが現場での連携の欠如を意味するのであろうか。ここで、公認心理師誕生後に初めて行われた全数調査の連携方法に関するデータ (一般社団法人 日本公認心理師協会, 2021) を見てみると、有効回答12,949人 (複数回答可) のうち「ケースに関する随時の情報交換」が84.4% (10,840人) と最も多く、次いで「定例のミーティング、カンファレンス、個別ケース会議等」が76.5% (9,826人)、「文書 (カルテ・連絡票等) を用いての連絡・報告」73.1% (9,398人) となっており、「連携していない (含. 連携先がない、必要なケースがない)」と回答した人は409人 (3.2%) と少ないことから、現場ではやはり連携が行われていることが分かる (Table 3)。

一方で、連携先のデータを見てみると、「他の心理専門職」が約65%と高く、保健医療分野における「医師」も約66%と高かった一方で、同じ保健医療分野でも「看護職 (保健師、助産師、看護師等)」は約45%と医師と比べ低くなっている。

それ以外では、福祉分野では「児童福祉関係者 (保育士、児童心理司、児童福祉司、児童相談員等)」が約38%、「精神保健福祉士」が約30%、教育分野では「学校教職員」が約58%、司法・犯罪分野では「非行少年・犯罪者の処遇に関する専門職 (警察の心理職・少年補導職員、保護観察官、保護司、更生保護施設職員、法務教官、刑務所の教育専門官、処遇カウンセラー等)」が約7%、「治安関係の職種 (警察官、刑務官等)」が約7%、産業・労働分野では「職業相談・援助

Table 3 連携方法

	人	%
支援に関する多職種チームに参加	8,621	67.1
定例のミーティング、カンファレンス、個別ケース会議等	9,826	76.5
文書（カルテ・連絡票等）を用いての連絡・報告	9,398	73.1
ケースに関する随時の情報交換	10,840	84.4
ケース情報共有以外の連携（研修会・講演会への協力等）	5,748	44.7
連携していない（含. 連携先がない、必要なケースがない）	409	3.2
この1年間休職している	91	0.7

一般社団法人日本公認心理師協会, 2021, p.59

者（障害者職業カウンセラー、ジョブコーチ等）」が約10%と、保健医療分野と比べて相対的に低く分野ごとにばらつきがあるようである。

このデータは、「心理実習」における実習指導を行う上で見逃せないものとなっている。なぜならば、「他の心理専門職」や「医師」との連携が多い一方でそれ以外の職種との連携が少なく、連携教育を行う上ではこのような偏りに関する注意が必要となってくるためである。ここで、現場の実習指導者の要件を確認すると、

「実習指導者は、公認心理師の資格を取得した後、法第二条各号に掲げる行為の業務に五年以上従事した経験を有する者であって、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会であって文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準を満たすものとしてあらかじめ文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出られたものを修了した者でなければならない。」（公認心理師法施行規則第3条第4項）

とあるが、公認心理師資格取得後5年以上の者がいない執筆時点においては経過措置として、

「ただし、当分の間、法第2条各号に掲げる行為の業務に5年以上従事し、又は従事した経験を有する者のうち、実習演習科目を開設する大学等が適当と認める者を実習指導者とすることができ。」（文部科学省・厚生労働省, 2017）

と定めがあり、必ずしも現場の実習指導者が公認心理師や心理職であるとは限らない。しかしなが

ら、先に示された連携先の偏りからするとむしろ好都合であると思われる。すなわち、現場における心理職以外の実習指導者が、公認心理師と連携を行っている様子を観察することや、あるいは公認心理師との連携において期待していることを教えてもらうことなどが可能となり、連携教育上のメリットが大きいと思われる。ただし、実習生が混乱しないよう実習指導者の立場を明示することが必要である。

したがって、実習担当教員としてはこのような連携の実情を頭に入れた上で、授業運営を行っていくことが求められる。また、波田野（2019）が指摘するように、実習指導者が要支援者やその関係者、多職種に対して働きかけていく際の言動や態度、素振りについてその意味や意図に関する振り返りを促すことも授業担当教員の重要な役割である。このような実習指導者と授業担当教員の連携のもとで、公認心理師における領域共通のコアスキルに相当する「(ア) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ」や「(イ) 多職種連携及び地域連携」、「(ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解」に関する知識と現場の業務とが結びついていくことが望まれる。

#### IV. 「心理実習」の履修動機に関して

もう一つ重要なこととして、公認心理師養成が課程認定ではなく単位認定であることも忘れてはならない。すなわち、ケア関連専門職のようにその資格を目指して入学してくる学生だけでなく<sup>3)</sup>、とりあえず単位を修めて一般企業等に就職をする学生も「心理実習」を履修する可能性があるということである。これには、ケア関連専門職と異なり一度大学を卒業してしまうと養成カリキュラム

を遡って修めることが不可能で、再度公認心理師養成大学に入り直さなければならないという公認心理師受験資格上の特徴も関係していると思われる。

公認心理師志望者と「とりあえず履修しておきたい」という学生を同時に教育するやりづらさやジレンマは生じるものの、こうした教育のあり方はデメリットばかりではないという指摘(藤城, 2019)もある。

「大学において公認心理師となるために必要な25科目のうち…(中略)…大学のカリキュラムによって異なるものの、実習以外の24科目で48単位の取得が必要となる。しかし、4年制大学の卒業要件単位は124単位以上である。全体の5分の3程度は、別の科目の履修に当てられる。…(中略)…大学課程での教育が単なる専門職養成に終わることなく、対人援助職に必須である幅広い教養、偏りのない見識、豊かな人間性を身につけることを目指すものであるならば、このような多様な学びの機会、さまざまなキャリアを志す者との自然な交流の機会が置かれていることは、公認心理師を目指す者の将来に益するところ大である」(藤城, 2019, p.55)

と述べられているように、「公認心理師を目指す学生」と「受験資格を満たすための単位取得が目的の学生」とが混在し、さらに養成カリキュラム以外の履修科目が多様であること自体が、公認心理師にとって必要な領域共通のコアスキルを身につける上ではむしろ好都合であるとも言える。

本学においても、一般教養科目では人文系・社会系・自然科学系など多様な科目群が用意されている。また、人間社会学部の学部共通科目として社会福祉学、社会学、教育学といった隣接諸領域の科目が選択必修として位置づけられており、連携に必要な知識を身につけやすい環境にある。さらに、授業で学んだ心理学の知識を地域におけるボランティア活動等の社会貢献活動やプロジェクト活動を通じて活かしていく「心理支援コミュニティ・サービス・ラーニング」および「心理学総合演習」は地域連携を体験的に学べる貴重な機会となっている。これらは本学科における公認心理師養成の強みである。そもそも多様な背景を持つ

た学生同士が実習を通じて相互に学び合うことは、本学科のディプロマ・ポリシーのうち「[[協働・調和] 自己と他者の特性を理解し、自己を活かしつつ他者と協働できる」とも合致する。

また、藤城(2019)は「公認心理師を目指す者の将来に益するところ大である」と公認心理師を目指す側のメリットについて言及しているが、「受験資格を満たすための単位取得が目的の学生」にとってもメリットが少なくないと思われる。

青木(2017)はケアが提供されることによって経済活動や社会活動が可能となる(=再生産)など、ケア抜きでは現代社会が成り立たないことを意識した養成教育の重要性を説いている。ケアが「再生産」を可能にする労働であることを学んだ学生が社会に出ていくことで、ケアの社会的な地位が向上していくだけでなく、これからの共生社会の担い手が養成されるという意味でも養成教育が果たせる役割は決して小さくないと思われる。

ここで「心理実習」に置き換えて考えてみると、公認心理師の職域である主要5分野の施設において見学等の実習を行う中で、心理的支援が行われている施設やそこで働く人々を間近にすることで、心理的支援もケアと同様に現代社会を成り立たせる重要な要素であることを学んだ社会人が一人でも多くなる。そして、将来的に本人や本人の関係者が心理的支援を必要とする際に、必要な支援へのアクセス性が向上することなども期待される。

以上のように、「心理実習」の履修者の構成に留意し、心理的支援が現代社会の重要な構成要素であることを広く周知するためにも、「公認心理師を目指す学生」だけに目を向けることなく授業運営を行っていくことが望ましいと考えられる。なお、履修を希望する学生数と確保している実習施設のバランスによってはGPAなどの基準によって履修者を制限している大学もあると思われるが、本学科においては少なくとも執筆時点では履修者の制限を予定していない。

「心理実習」を専門職養成の一貫として終わらせるかどうかは各大学の判断に委ねられているものの、実習施設側の負担や実習施設における要支援者やその関係者への影響に配慮しつつも、共生社会の担い手として教養ある社会人を一人でも多く排出できるというメリットもここで強調してお

きたい。

## V. 「心理実習」の学びのあり方について

本研究では隣接諸領域の国家資格における養成教育に関する知見を参考にすることで、「心理実習」における学びのあり方を検討することが目的であった。本研究では、ケア関連専門職の養成教育に関する論考（青木，2019）を参考としながら、学部段階における「心理実習」に求められる学びのあり方について以下のようなポイントを明らかとした。

- ① ケア関連専門職における養成教育上の問題を参考に、学部段階から公認心理師における領域共通のコアスキルを養成するための連携教育を積極的に行っていくこと
- ② 公認心理師の連携先の偏りに留意しつつ、経過措置として多様な背景を持つ実習指導者の立場を有効に活用しながら連携教育を行っていくこと
- ③ 「とりあえず履修しておきたい学生」が存在することを多様性として歓迎し、実習施設や要支援者およびその関係者への負担や影響に配慮しつつ、共生社会の担い手としての教養を体験的に身につける場であるという観点も忘れないこと

なお、学部段階における「心理実習」の実習時間は80時間以上と定められており、この中には事前事後指導も含めて良いこととされている。養成カリキュラムの検討段階では主要5分野の施設をそれぞれ2日間（1日8時間とすれば2日間×5分野＝80時間）行うことがこの80時間の算出根拠となっている（公認心理師カリキュラム等検討会，2016）。

大学院の「心理実践実習」の実習時間が450時間であることを考えると、この限られた時間で何をどこまで教育していくか検討することも必要と思われるが、今回はそこまで検討することはできなかった。したがって、今後公開予定である「公認心理師の養成に向けた各分野の実習に関する調査」のデータも参照しながら、上記①～③のポイントに関して学部段階の「心理実習」で何をどこまで行えるのか具体的な検討を行っていくことが

求められる。

なお、蛇足となってしまいが、公認心理師の受験資格取得ルートを経過措置に関する質の議論や上位資格への批判などを仄聞することがある。しかしながら、これらの問題は何も公認心理師に限った話ではなく、本研究で参照したケア関連専門職においても同様の事態が起きている（青木，2017）。しかしながら、公認心理師をめぐる議論や批判の中で、ケア関連専門職をはじめとする隣接諸領域の国家資格における類似の事例を参照したものは管見の及ぶ限りは見られなかった。

チームアプローチや多職種連携、地域連携を領域共通のコアスキルとしておきながら、閉じられた議論に終止しては真の連携教育を行うことは難しいのではないだろうか。これからは、隣接諸領域の国家資格における養成教育の研究も参考とするなど外にも目を向け、「国民の心の健康の保持増進」の担い手である公認心理師の養成にとって本当に大切なことを養成カリキュラムの担い手自らが検討していくことが求められるだろう。

## 引用文献

- 青木 紀 (2017). ケア専門職養成教育の研究——看護・介護・保育・福祉 分断から連携へ 明石書店
- 藤城 有美子 (2019). 心理実習〈大学〉のコンセプト 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟（編）公認心理師養成の実習ガイド (pp.50-57) 日本評論社
- 橋本 鉦市 (2009). 専門職養成の日本的構造 玉川大学出版部
- 波田野 茂幸 (2019). 放送大学における公認心理師養成に向けた「心理実習」の検討 放送大学研究年報, 37, 31-43.
- 宮崎 明 (2019). 「心理演習」と「実習」科目の関係について 一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟（編）公認心理師養成の実習ガイド (pp.38-49) 日本評論社
- 一般社団法人日本公認心理師協会 (2021). 厚生労働省令和2年度障害者総合福祉推進事業「公認心理師の活動状況等に関する調査」報告書 一般社団法人日本公認心理師協会 Retrieved from <https://www.jacpp.or.jp/docu>

- ment/pdf/00-all-FY2020\_mhlw\_shogaifukushi\_research\_final.pdf (2021年12月18日)
- 岩山 孝幸 (2021). 「心理実習」に求められる学びのあり方について—公認心理師カリキュラム等検討会・ワーキングチームの議論をもとに— 昭和女子大学生生活心理研究所紀要, 23, 115-122.
- 公認心理師カリキュラム等検討会 (2016). 第4回公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム議事録 厚生労働省 Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000150195.pdf> (2021年12月16日)
- 公認心理師カリキュラム等検討会 (2016). 公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について (案) 厚生労働省 Retrieved from [https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000143164.pdf)
- 0000169346.pdf (2021年12月16日)
- 文部科学省・厚生労働省 (2017). 公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について Retrieved from <https://www.mhlw.go.jp/content/000712061.pdf> (2021年12月16日)
- Shieler, D.K. (2004). *The Working Poor: Invisible in America*. New York: Knopf.
- 鶴 光代 (2018). 心理専門職のための連携・協働 鶴 光代・津川 律子 (編) シナリオで学ぶ心理専門職の連携・協働——領域別にみる多職種との業務の実際 (pp.1-13) 誠信書房

## 注

- 1) 青木 (2017) は「ケア (care)」「ケアリング (caring)」の定義を整理し、病気を抱える人びと、高齢で何らかの援助を必要としている人びとだけでなく、障害を持つ人びと、乳幼児や子ども、さらにはさまざまな不利益を被っている人びとまでを対象とした実践活動であると簡単にまとめている。
- 2) 訳文は青木 (2017) p.29を引用した。
- 3) ただし、社会福祉系大学においても実践現場へと進まない学生も一定数存在することが指摘されている (青木, 2017)。

---

いわやま たかゆき (昭和女子大学人間社会学部心理学科)